

## チェックリスト

### バリアフリー新法（路外駐車場移動等円滑化基準）に基づく構造・設備基準

項目及び条文	構造・設備基準	構造設備基準	備考 (具体的内容・数値等を記入する)
車いす使用者用駐車施設 (省令2条1項) (省令2条2項)	路外駐車場車いす使用者駐車施設を1以上設けなければならない。(ただし、専ら自動二輪車のための駐車場についてはこの限りではない。)		
	路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、①～③に掲げるものでなければならない。		
	① 幅は350cm以上とする。		
	② 路外駐車場車いす使用者駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用施設の表示を行う。		
路外駐車場等円滑化経路 (省令3条1項) (省令3条2項)	車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の内1以上を路外駐車場移動等円滑化経路にしなければならない。		
	路外駐車場移動等円滑化経路は、①～④に掲げるものでなければならない。		
	① 経路上に段を設けないこと。 (ただし、傾斜路を設ける場合はこの限りでない。)		
	② 経路を構成する出入口の幅は80cm以上とする。		
	③ 経路を構成する通路はイ、ロに掲げるものであること。 イ 幅は120cm以上とすること ロ 50m以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けること。		

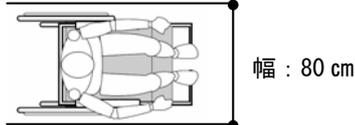
※ 該当しない項目については、適・否の欄に“－”を記入してください。

項目 及び条文	構造・設備基準	構造設備基準	備考 (具体的内容・数値等を記入する)
(省令3条2項)	<p>④ 経路を構成する傾斜路は、イ～ニに掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、団に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが75cmを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。</p> <p>ニ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p>		
特殊の装置 (省令4条)	第2条及び第3条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が、第2条及び第3条の規定による構造又は設備と同等以上の効力がある場合においては適用しない。		

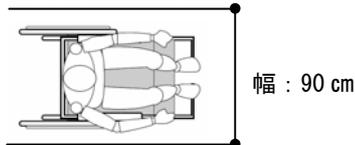
※ 該当しない項目については、適・否の欄に“－”を記入してください。

【参考】基本的な寸法（出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインより）

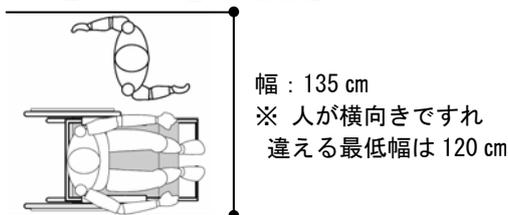
●通過に必要な最低幅



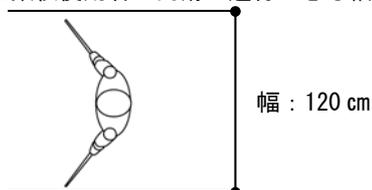
●余裕のある通過及び通行に必要な最低幅



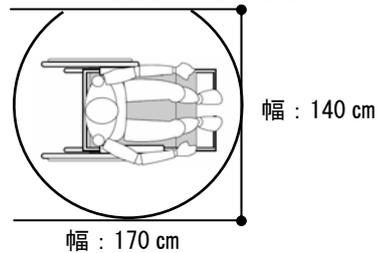
●車いすと人のすれ違いの最低幅



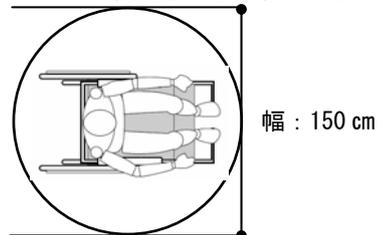
●松葉杖使用者が円滑に通行できる幅



●車いすが180度旋回できる最低寸法



●車いすが360度旋回できる最低寸法



●電動車いすが360度旋回できる最低寸法

